

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

～ 桃・ぶどう日本一を誇れる郷づくり ～

令和5年9月

笛 吹 市

目 次

| | |
|---|----|
| まえがき | 1 |
| 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 | 1 |
| 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 | 7 |
| 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の 態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もう とする青年等が目標とすべき農業経営の指標 | 22 |
| 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び 育成に関する事項 | 28 |
| 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関 する事項 | 30 |
| 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 | 31 |
| 第6 その他 | 37 |

まえがき

1 基本構想策定及び見直しの趣旨

平成5年8月制定された農業経営基盤強化促進法においては、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が、地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図り、農業経営基盤の強化を推進するための措置を総合的に講ずることとされている。

このため、市では「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定し、農業経営基盤の強化のための各般の施策に取り組んできたところである。

今回は、令和5年4月施行の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、農業を担う者の確保及び育成に関する事項、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を構想に反映するとともに、農業情勢の変化を踏まえ、市基本構想の一部見直しを行うものである。

2 基本構想の性格と役割

基本構想では、認定農業者、認定新規就農者、その他の新規就農者及び農業法人等を本市農業の相当部分を担う経営体として確保・育成するため、目標とする農業経営の姿及び基本的指標を明確に示し、これらの経営体への農地の利用集積を推進し、本市農業の経営基盤の強化を図る。

なお、基本構想の計画期間は、令和5年度から10年間とする。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業生産の方向

(1) 本市農業の特徴

本市は、甲府盆地の中央部やや東寄りに位置し、盆地の北部や東部、南部の丘陵地帯から流出する水系を集め、盆地中央部を西に向かって笛吹川が流れている。笛吹川に向かって南北に流れる日川、金川、浅川、境川等の扇状地と盆地底部の沖積平地が広がり、その背後には甲府盆地を構成する御坂山塊や秩父山地の丘陵と急峻な山岳地帯が広がっている。

農業は、肥沃な土壌と盆地性気候等、その立地条件を活かし、山裾から平坦地にかけて果樹を主体とした農地が分布し、農産物を活かした観光農業も盛んに行われており、農産物の直売や農産加工品の製造販売による農業の高付加価値化も進められるなど、農業が地域の活力維持に貢献している。しかし、近年は農業従事者の高齢化、混住化の進行など農業を取り巻く環境はますます厳しいものがある。

(2) 本市農業の構造と現状

本市の農業構造については、兼業化が進んだことにより、恒常的勤務による安定兼業農家が増加した一方で、専業農家の担い手不足が深刻化している。

こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、野生動物の住処になるなど、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

2 施策の展開方向

今後は経営の安定と発展を図るため、施設栽培や高収益性の作目・作型を、担い手を中心に導入して、地域として産地のブランド化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

上記の農業生産を展開していくため、今後10年を見通し、これらを担う農業経営の目標とすべき水準を定めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の確保及び育成を図るため、各種施策を展開するものとする。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得及び年間労働時間の水準を実現できるものとし、更なる経営の効率化、所得の向上に向けた取り組みを進め、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

| | |
|-------------|---------|
| 主たる従事者1人あたり | |
| 年間総労働時間 | 1,800時間 |
| 年間農業所得 | 500万円 |

(2) 施策の方向

① 担い手対策

市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行

う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

市は、農業委員会、笛吹農業協同組合及びフルーツ山梨農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、山梨県農業革新支援センター、峡東農務事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、地域農業再生協議会を核として、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、上記の地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことなどにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

② 農地利用の促進

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、経営規模拡大を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を展開して、集団化、連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

今後の農地利用を担う経営体への農地の集約化を進めるに当たっては、幅広い関係者参加の下、意向調査や10年後に目指す地域の農地利用を示した目標地図の素案を活用し、今後の農地利用について地域での話し合いを行い地域計画を策定し、それを実行していくことが重要となる。

また、認定農業者、認定新規就農者、集落営農の組織化、法人化等地域の実情に即した経営体を地域の中心経営体として育成していく。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及、啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化、法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合等と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、山梨県農業革新支援センター、峡東農務事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種構成の改善による高収益化の促進や新規作目の導入を検討する。

③ 経営体の育成

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として、当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化、法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持を図り、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家、その他サラリーマン農家等にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を、これら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

また、畑地帯総合整備事業等の基盤整備事業実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

④ 笛吹市農業塾による総合的な支援体制

本市は、農業委員会、笛吹農業協同組合と覚書を結び、笛吹市農業塾(以下、「農業塾」という。)を平成30年に発足した。農業塾として、地域農業再生協議会、笛吹市援農支援センター、笛吹農協営農支援センターの3つの組織を一元化することにより、支援体制を強化してきた。令和3年より農業塾を市役所本庁舎に移転し、農業塾と市各部署との連携を進めることで、農業者への支援体制の更なる強化に努めている。

担い手育成事業において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や、経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を山梨県農業革新支援センター、峡東農務事務所の協力を受けつつ実施する。

特に、果樹や野菜、花きの施設化を目指す農業者においては、農業経営改善計画に基

づいた適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同支援体制の下に日本政策金融公庫甲府支店の参画を仰ぎつつ、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、指導を実施する。

また、新規の集約的作目の導入を図るため、同支援体制の下に、市場関係者やJA全農やまなし等の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、経営の発展に結びつけるよう努める。なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

援農支援事業においては、高齢農家や農繁期の担い手不足に対応するため、援農希望者や新規就農希望者に対し継続して栽培の技術講習会を行う。講習会を受けた方のうち希望者は、シルバー人材センターやインターネットの求人サイトの活用等を促し、受け入れ希望農家へつなげる。

さらに、農業塾が総合窓口事業として、農業全般に関する相談を受け付ける。その中で、高齢など経営を行うことが困難な農業者を把握し、地域の担い手や新規就農希望者とつなげる第三者継承を支援していく。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成、確保に関する目標

① 新規就農の現状

市の令和4年度の新規就農者(自営就農した者で年間150日以上農業に従事する者)は50人であり、平成29年度から令和3年度までの新規就農者数の平均は31.8人/年となっている。平成28年度の新規就農者は26人であったため、増加傾向にあるが、従来からの基幹作物であるモモ、ブドウの産地としての生産量の維持、拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

①に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成、確保を図っていくものとする。

ア 確保、育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し、定着する農業者を年間2万人とする新規就農者の確保・定着目標や、山梨県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成、確保のための施策の展開方向を踏まえ、本市においては年間35人の当該青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人の増加を図る。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1800時間程度)の水準を達成しつつ、農業経

営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(第1の2の(1)に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得概ね250万円程度)を目標とする。

③ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成、確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術及び経営面については山梨県農業革新支援センター、峡東農務事務所、農業協同組合及び農業塾が重点的な指導を行う等、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

④ 地域ごとに推進する取組

ア 果樹生産地区

従来からの基幹作物であるモモ、ブドウを栽培する中山間地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等(約10人)を積極的に受け入れ、農業協同組合、地区生産組合等と連携し、モモ、ブドウの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 生産加工情報発信地区

新規就農施策を重点的に推進する地区とし、本市に所在し農業系学科を有する笛吹高校と連携して加工品の開発、新技術の導入、また、モモ・ブドウ栽培の先駆者である講師を招いて実践的講義の実施や先進地視察及び研修等に取り組むとともに、青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、将来的にモモ、ブドウ生産及び加工品の一大産地となり、その生産の大部分を安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取り組みを一体的に進めていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、指標には経営規模以外に生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等を記述して、本市における主要な営農類型を示すものとする。

基本的指標

(1) 一覧表

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | 番号 | 経営規模 | 備考 |
|---------------|------------|---------|----|---------|------|
| 果樹 | モモ専作 | 露地 | 1 | 110 a | |
| | ブドウ専作 | 露地 | 2 | 85 a | |
| | | 施設+露地 | 3 | 70 a | |
| | モモ+ブドウ | 露地 | 4 | 95 a | |
| | モモ+スモモ | 露地 | 5 | 105 a | |
| | スモモ+ブドウ | 露地 | 6 | 90 a | |
| | モモ+ブドウ+カキ | 露地 | 7 | 90 a | |
| 果樹 ・ 野菜 | モモ+ナス | 露地 | 8 | 100 a | |
| 野菜 | キュウリ | 施設 | 9 | 160 a | |
| | トマト | 施設 | 10 | 92 a | |
| | ナス+スイートコーン | 露地 | 11 | 230 a | |
| 畜産 | 肉牛 | 黒毛和種・肥育 | 12 | 130 頭 | 常時飼養 |
| | 採卵鶏 | 平飼い採卵 | 13 | 6,000 羽 | |
| | 肉用鶏 | 甲州地どり | 14 | 5,000 羽 | |

(2) 基本的指標

| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 指標番号 | 1 |
|------|------|-----|-------|--|------------------------|---------------|---------|
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | 農業従事者の様態等 | |
| 果樹 | モモ専作 | 露地 | 110 a | 【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、SS、軽トラック、果樹収穫作業台車、乗用モア、トラクター等 【技術・作付体系】 品種の組合せによる労力の分散 早期着果調節などの省力化や疎植・低樹高化による労力削減 【その他】 改植用ほ場の確保 | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 主たる従事者数 2人 | 臨時雇用の確保 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円/10a) | 出荷量 (kg/10a) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/10a) | 作付面積 (a) | 所得 (千円)※1 |
|-------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|-------------|--------------|
| モモ | | | | | | |
| 日川白鳳 | 1,714 | 2,000 | 857 | 321 | 15 | 1,251 |
| 夢桃香 | 1,930 | 2,000 | 965 | 409 | 20 | 1,902 |
| 夢みずき | 1,816 | 2,000 | 908 | 420 | 20 | 1,673 |
| 白鳳 | 2,071 | 2,400 | 863 | 420 | 10 | 1,082 |
| なつつこ | 2,068 | 2,400 | 862 | 402 | 20 | 2,155 |
| 浅間白桃 | 2,040 | 2,400 | 850 | 405 | 10 | 1,046 |
| 川中島白桃 | 2,085 | 2,400 | 869 | 413 | 10 | 1,103 |
| 未成園 | | | | | (5) | |

合計：10,212 千円
(5,106 千円/人)

※1 所得は、作付面積当たり粗収入から経営費を差し引いた金額。(以下同様)

【留意事項】

- ・地域の特性、顧客のニーズに応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。

| | | | | | 指標番号 | 2 |
|------|-----------|-----|------|--|------------------------|------------------------------|
| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 果樹 | ブドウ 専作 | 露地 | 85 a | 【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、SS、軽トラック、果樹収穫作業台車、トラクター、ブドウ棚、乗用モア等 【技術・作付体系】 発芽促進剤等の利用による労力の分散 短梢せん定技術等導入による規模拡大 【その他】 改植用ほ場の確保 | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円/10a) | 出荷量 (kg/10a) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/10a) | 作付面積 (a) | 所得 (千円) |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|----------------------------|------------|
| ブドウ | | | | | | |
| デラウェア | 1,206 | 1,200 | 1,005 | 447 | 10 | 569 |
| 種なしピオーネ (短梢トンネル) | 1,437 | 1,200 | 1,198 | 310 | 10 | 648 |
| 種なし巨峰 (短梢露地) | 1,490 | 1,200 | 1,242 | 303 | 10 | 771 |
| シャインマスカット (短梢トンネル) | 2,155 | 1,500 | 1,796 | 310 | 20 | 3,555 |
| シャインマスカット 未成園 | 2,155 | 1,500 | 1,796 | 361 | 25 (10) | 4,675 |
| | | | | | 合計：10,218千円 (5,109千円/人) | |

【留意事項】

- ・発芽促進剤や簡易雨よけを利用した生育差による労力分散、短梢せん定栽培の導入や省力化技術の導入により規模拡大を図る。
- ・地域の特性、顧客のニーズに応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。

| | | | | | 指標番号 | 3 |
|------|-----------|----------------|------|--|--------------------------------|------------------------------|
| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 果樹 | ブドウ 専作 | ハウス + 露地 | 70 a | 【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、 ブドウ棚、ハウス一式 暖房機、SS、軽トラ ック、管理機、炭酸ガ ス装置等 【技術・作付体系】 〈ハウスシャインマスカット〉 ブドウ加温体系の遵守 【その他】 改植用ほ場の確保 | 複式簿記 の記帳 青色申告 の実施 | 主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円/10a) | 出荷量 (kg/10a) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/10a) | 作付面積 (a) | 所得 (千円) |
|------------------------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|----------------------------|------------|
| ブドウ | | | | | | |
| ハウスシャインマスカット (早期加温) | 5,637 | 1,500 | 3,758 | 607 | 20 | 4,443 |
| 種なしピオーネ | 1,437 | 1,200 | 1,198 | 371 | 15 | 1,131 |
| シャインマスカット | 2,155 | 1,500 | 1,796 | 361 | 25 | 4,675 |
| 未成園 | | | | | (10) | |
| | | | | | 合計：10,249千円 (5,124千円/人) | |

【留意事項】

- ・早期加温栽培では、二度切り栽培や炭酸ガス施用など、安定生産、収量向上技術を導入する。
- ・露地栽培は、短梢せん定栽培の導入による省力化を図る。
- ・地域の特性に応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。

| | | | 指標番号 | 4 | | |
|------|--------------------------|-----|------|--|------------------------|------------------------------|
| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 果樹 | 複合 モモ ＋ ブドウ | 露地 | 95 a | 【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、SS、軽トラック、果樹収穫作業台車、乗用モア、トラクター、ブドウ棚等 【技術・作付体系】 〈モモ〉 品種の組合せによる 労力の分散他 〈ブドウ〉 発芽促進剤等の利用による 労力の分散他 【その他】 改植用ほ場の確保 | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円/10a) | 出荷量 (kg/10a) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/10a) | 作付面積 (a) | 所得 (千円) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|-------------|------------|
| モモ | | | | | | |
| 夢みずき | 1,816 | 2,000 | 908 | 420 | 15 | 1,255 |
| 白鳳 | 2,071 | 2,400 | 863 | 420 | 15 | 1,623 |
| なつつこ | 2,068 | 2,400 | 862 | 402 | 15 | 1,616 |
| 川中島白桃 | 2,085 | 2,400 | 869 | 413 | 15 | 1,654 |
| ブドウ | | | | | | |
| 種なし巨峰 | 1,490 | 1,200 | 1,242 | 303 | 10 | 771 |
| 種なしピオーネ | 1,437 | 1,200 | 1,198 | 371 | 5 | 377 |
| シャインマスカット | 2,155 | 1,500 | 1,796 | 361 | 15 | 2,805 |
| 未成園 | | | | | (5) | |
| 合計：10,101千円 (5,050千円/人) | | | | | | |

【留意事項】

- ・品種の組合せにより労力分散を図るとともに、早期着果調節など省力技術の導入や疎植、低樹高化により作業性と受光環境を向上する。
- ・地域の特性に応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。

| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
|------|--------------------------|-----|-------|--|------------------------|------------------------------|
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 果樹 | 複合 モモ ＋ スモモ | 露地 | 105 a | <p>【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、軽トラック、乗用モア、SS、収穫作業台、スモモ棚等</p> <p>【技術・作付体系】 〈モモ〉 品種の組合せによる 労力の分散 疎植低樹高栽培の導入による労力削減 〈スモモ〉 人工受粉による結実確保</p> <p>【その他】 改植用ほ場の確保</p> | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円/10a) | 出荷量 (kg/10a) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/10a) | 作付面積 (a) | 所得 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|-------------|------------|
| モモ | | | | | | |
| 夢桃香 | 1,930 | 2,000 | 965 | 409 | 20 | 1,902 |
| 夢みずき | 1,816 | 2,000 | 908 | 420 | 20 | 1,673 |
| 白鳳 | 2,071 | 2,400 | 863 | 420 | 10 | 1,082 |
| なつっこ | 2,068 | 2,400 | 862 | 402 | 20 | 2,155 |
| スモモ | | | | | | |
| 貴陽(棚) | 2,200 | 2,000 | 1,100 | 347 | 15 | 2,129 |
| 太陽 | 1,490 | 2,000 | 745 | 280 | 15 | 1,237 |
| 未成園 | | | | | (5) | |

合計：10,178千円
(5,089千円/人)

【留意事項】

- ・モモ、スモモは、労力分散が可能な品種構成とするとともに、疎植、低樹高化により作業性と受光環境を向上する。
- ・地域の特性、顧客ニーズに応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。

| | | | | | 指標番号 | 6 |
|------|-----|-----|------|---|------------------------|---------------------------|
| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 果樹 | 複合 | 露地 | 90 a | 【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、軽トラック、乗用モア、SS、収穫作業台、スモモ棚、ブドウ棚等 【技術・作付体系】 〈スモモ〉 人工受粉による結実確保 〈ブドウ〉 発芽促進剤等の利用による労力の分散他 【その他】 改植用ほ場の確保 | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円/10a) | 出荷量 (kg/10a) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/10a) | 作付面積 (a) | 所得 (千円) |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|-------------|------------|
| スモモ | | | | | | |
| 貴陽(棚) | 2,200 | 2,000 | 1,100 | 347 | 20 | 2,838 |
| 太陽 | 1,490 | 2,000 | 745 | 280 | 15 | 1,237 |
| ブドウ | | | | | | |
| 種なし巨峰 | 1,490 | 1,200 | 1,242 | 303 | 15 | 1,157 |
| 種なしピオーネ | 1,437 | 1,200 | 1,198 | 371 | 15 | 1,131 |
| シャインマスカット | 2,155 | 1,500 | 1,796 | 361 | 20 | 3,740 |
| 未成園 | | | | | (5) | |
| 合計：10,103 千円 | | | | | | |
| (5,051 千円/人) | | | | | | |

【留意事項】

- ・品種の組合せにより労力分散を図る。
- ・スモモは、棚栽培による高品質化を図る。
- ・ブドウは、短梢せん定栽培の導入による省力化を図る。
- ・地域の特性、顧客ニーズに応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。

| | | | 指標番号 | 7 | | |
|------|---------------------------------|-----|------|---|--------------------|--------------------------|
| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 果樹 | 複合 モモ + ブドウ + カキ | 露地 | 90 a | <p>【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、SS、軽トラック、収穫作業台、トラクター、乗用モア、ブドウ棚、簡易雨よけ等</p> <p>【技術・作付体系】 〈モモ〉 品種の組合せによる 労力の分散他 〈ブドウ〉 発芽促進剤等の利用による 労力の分散他 〈カキ〉 低樹高栽培の導入による 労力削減</p> <p>【その他】 改植用ほ場の確保</p> | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円/10a) | 出荷量 (kg/10a) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/10a) | 作付面積 (a) | 所得 (千円) |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|----------------------------|------------|
| モモ | | | | | | |
| 夢みずき | 1,816 | 2,000 | 908 | 420 | 15 | 1,255 |
| 白鳳 | 2,071 | 2,400 | 863 | 420 | 15 | 1,623 |
| なつっこ | 2,068 | 2,400 | 862 | 402 | 20 | 2,155 |
| ブドウ | | | | | | |
| シャインマスカット | 2,155 | 1,500 | 1,796 | 361 | 20 | 3,740 |
| カキ | | | | | | |
| 松本富有早生 | 1,350 | 2,000 | 675 | 274 | 15 | 1,326 |
| 未成園 | | | | | (5) | |
| | | | | | 合計：10,099千円 (5,049千円/人) | |

【留意事項】

- ・モモは、疎植、低樹高化により作業性と受光環境を向上する。
- ・ブドウは、短梢せん定栽培の導入による省力化を図る。
- ・地域の特性、顧客ニーズに応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。

| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
|---------------|-------------------------|-----|-------|--|------------------------|------------------------------|
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 果樹 ・ 野菜 | 複合 モモ ＋ ナス | 露地 | 100 a | <p>【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、SS、動力噴霧器、管理機、軽トラック、収穫作業台、トラクター、乗用モア等</p> <p>【技術・作付体系】 〈モモ〉 品種の組合せによる 労力の分散他 〈ナス〉 定植：6/下 収穫：8/上～11/上</p> <p>【その他】 改植用ほ場の確保</p> | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円/10a) | 出荷量 (kg/10a) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/10a) | 作付面積 (a) | 所得 (千円) |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|-------------|------------|
| モモ | | | | | | |
| 夢みずき | 1,816 | 2,000 | 908 | 420 | 25 | 2,092 |
| 白鳳 | 2,071 | 2,400 | 863 | 420 | 20 | 2,165 |
| なつつこ | 2,068 | 2,400 | 862 | 402 | 25 | 2,693 |
| ナス(抑制) | 2,544 | 8,000 | 318 | 704 | 20 | 3,347 |
| 未成園 | | | | | (10) | |
| 合計：10,297千円 | | | | | | |
| (5,148千円/人) | | | | | | |

【留意事項】

- ・モモは、疎植、低樹高化により作業性と受光環境を向上する。
- ・品種により作期を分散し、労力を平準化する。
- ・連作障害を回避するため、作付箇所をローテーションする。
- ・地域の特性、顧客ニーズに応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。

| | | | | | 指標番号 | 9 |
|------|------|-----|-------|--|------------------------|------------------------------|
| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 野菜 | キュウリ | 施設 | 160 a | 【主な資本装備】 作業場、収納庫、ハウス、ロックウールシステム、暖房機、灌水装置、井戸、換気装置、動力噴霧器、管理機、軽トラック、トラクター等 【技術・作付体系】 省エネ対策による暖房コストの低減に留意 | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円/10a) | 出荷量 (kg/10a) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/10a) | 作付面積 (a) | 所得 (千円) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|-------------|------------|
| キュウリ | | | | | | |
| ハウス半促成 | 2,710 | 10,000 | 271 | 1,100 | 80 | 3,842 |
| ハウス抑制 | 2,275 | 6,500 | 350 | 792 | 80 | 6,632 |
| 合計：10,474千円 (5,237千円/人) | | | | | | |

【留意事項】

- ・暖房コストの低減に留意する。

| | | | | | 指標番号 | 10 |
|------|-----|-----|------|---|------------------------|------------------------------|
| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 野菜 | トマト | 施設 | 92 a | 【主な資本装備】 作業場、収納庫、ハウス、動力噴霧器、管理機、軽トラック、トラクター等 【技術・作付体系】 〈半促成〉 定植：1/中～下 収穫：3/下～6/下 〈抑制〉 定植：7/下 収穫：9/上～12/上 | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円/10a) | 出荷量 (kg/10a) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/10a) | 作付面積 (a) | 所得 (千円) |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|-------------|------------|
| トマト | | | | | | |
| ハウス半促成 | 2,746 | 8,500 | 323 | 837 | 46 | 2,561 |
| ハウス抑制 | 3,398 | 7,500 | 453 | 717 | 46 | 7,505 |
| 合計：10,066千円 | | | | | | |
| (5,033千円/人) | | | | | | |

【留意事項】

- ・品種や作型の組合せにより作期を分散し、労力を平準化する。

| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
|------|------------------------------|-----|-------|---|------------------------|------------------------------|
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 野菜 | 複合 ナス + スイートコーン | 露地 | 230 a | 【主な資本装備】 作業場、収納庫、動力噴霧器、管理機、軽トラック、トラクター、ロータリー等 【技術・作付体系】 〈ナス〉 定植：5/上 収穫：6/上～11/上 〈スイートコーン〉 二重トンネル 播種：2/上～中 収穫：5/下～6/下 一重トンネル 播種：2/下～3/上 収穫：6/中～下 | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円/10a) | 出荷量 (kg/10a) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/10a) | 作付面積 (a) | 所得 (千円) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|-------------|------------|
| ナス（夏秋） | 3,180 | 10,000 | 318 | 960 | 30 | 6,492 |
| スイートコーン | | | | | | |
| 二重トンネル | 515 | 1,600 | 345 | 209 | 100 | 1,780 |
| 一重トンネル | 515 | 1,600 | 319 | 156 | 100 | 1,811 |
| 合計：10,083千円 (5,041千円/人) | | | | | | |

【留意事項】

- ・品種や作型の組合せにより作期を分散し、労力を平準化する。
- ・連作障害を回避するため、ほ場をローテーションする。

| | | | | | 指標番号 | 12 |
|------|-----|-----------------|------------|---|------------------------|-----------------------------------|
| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 畜産 | 肉牛 | 黒毛和種 ・ 肥育 | 肉牛 130頭 | 【主な資本装備】 牛舎、飼料庫、堆肥舎、飼料タンク、ショベルローダ、カッター、トラック、軽トラック等 【技術・作付体系】 ・繁殖和牛 30頭 肥育 80頭 年間出荷頭数 40頭 ・自家産和牛子牛の生産 ・肥育素牛を年間 10頭導入 ・繁殖和牛は自家 ・9ヶ月齢肥育(体重 272kg)、肥育期間 20ヶ月 ・出荷月齢 29ヶ月 出荷体重 750kg ・飼料は流通飼料、稲発酵粗資料、国産稲わらを利用 ・ふんは堆肥化し販売 | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 1 経営体 雇用の確保 ヘルパーの活用 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/年) | 年間出荷頭数 (頭) | 所得 (千円) |
|------------|-------------|-----------|----------------|---------------|------------|
| 黒毛和牛 枝肉 | 49,913 | 2,557 | 5,940 | 40 | 7,682 |
| 堆肥販売 | 767 | 3 | | 40 | |
| 雑収入 | 1,980 | — | | — | |

【留意事項】

- ・ 棚卸繁殖肥育一貫経営に取り組み、素牛導入費用の削減及び増体と肉質に優れる肥育素牛を 29ヶ月で出荷し高収益を目指す。棚卸しは差し引き 0 とする。
- ・ 肥育牛 1頭が出荷までに係る費用を計算しているため、年間経費ではないことに注意。

| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
|------|-----|-------|-------------|---|--------------------|---------------------------|
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 畜産 | 鶏 | 平飼い採卵 | 鶏 6,000羽 | <p>【主な資本装備】</p> <p>鶏舎、管理舎、洗卵室、飼料タンク、堆肥集積場、自動給餌、給水器、採卵巣箱、高圧洗浄機、ローター、インバータファン、集卵装置、洗卵選別機、軽トラック、動噴等</p> <p>【技術・作付体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6,000羽 (成鶏常時5,500羽) ・大雛導入(120日齢) 日産卵量55g、産卵期間410日、産卵率85% ・平飼い(簡易ビニールハウス)、オールインオールアウト方式 年3回導入 ・鶏糞は、堆肥集積場を利用しながら発酵鶏ふん堆肥を製造、周辺農家と鶏糞交換 ・AWに配慮した生産技術の導入 | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 1 経営体 雇用の確保 ヘルパーの活用 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/年) | 年間出荷量 (kg) | 所得 (千円) |
|----------|-------------|-----------|----------------|---------------|------------|
| 鶏卵 | | | | | |
| 直売(20%) | 17,851 | 909 | 1,332 | 19,638 | 6,637 |
| 卸販売(80%) | 42,804 | 545 | | 78,540 | |
| 雑収入 | 2,014 | — | | — | |

【留意事項】

- ・大雛(120日齢)で年3回導入。
- ・簡易ビニールハウス等を利用した低コスト化と家畜福祉(アニマルウエルフェア)に配慮し、販売は、固定客を中心に直売、ネット販売等を活用。
- ・鶏舎の定期清掃、衛生対策の徹底により疾病発生の低減。

| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
|------|-----|-----|-------------|---|------------------------|-----------------------------------|
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 畜産 | 鶏 | 肉用鶏 | 鶏 5,000羽 | 【主な資本装備】 鶏舎 10 棟、作業場、飼料タンク、鶏糞堆肥積場、動力噴霧器、軽トラック等 【技術・作付体系】 ・甲州地どり ・常時 500 羽、年 2.5 回転(年間 1,000 羽出荷) ・平飼い(簡易ビニールハウス)、オールインオールアウト方式 ・初生ヒナで導入、育成期間 120 日(流通飼料)4.1kg で出荷 ・生産組合へ全量出荷 ・発酵鶏ふん販売 | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 1 経営体 雇用の確保 ヘルパーの活用 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/年) | 年間出荷量 (kg) | 所得 (千円) |
|--------|-------------|-----------|----------------|---------------|------------|
| 県銘柄地どり | 22,028 | 580 | 680 | 37,980 | 5,060 |
| 鶏糞堆肥販売 | 562 | 15 | | 37,486 | |
| 雑収入 | 1,193 | — | | — | |

【留意事項】

- ・県銘柄地どり生産を対象に、生産量は、1 鶏舎当たり 2.5 回転を基本とし、生産マニュアルの遵守及び衛生管理の徹底により育成率の向上を図る。
- ・簡易な鶏舎により施設投資の抑制を図る。
- ・衛生管理の徹底により育成率、商品化率の向上を図る。(育成率 98%)

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態 様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青 年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の基本的指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を元に、第1の2の(3)の目標達成に必要な経営規模、生産方式等を「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」として以下のとおり示すものとする。

なお、労働力は原則として主たる従事者1人とし、それ以外は第2と同様にした。

(1) 一覧表

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | 番号 | 経営規模 | 備考 |
|-----|------------|-----|----|------|----|
| 果樹 | モモ専作 | 露地 | 15 | 40 a | |
| | ブドウ専作 | 露地 | 16 | 40 a | |
| | モモ+スモモ+ブドウ | 露地 | 17 | 40 a | |
| | モモ+ブドウ+カキ | 露地 | 18 | 40 a | |
| 野菜 | ナス+スイートコーン | 露地 | 19 | 33 a | |

(2) 新規就農者指標

| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 指標番号 | 15 |
|------|------|-----|------|--|------------------------|---------------|----|
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | 農業従事者の様態等 | |
| 果樹 | モモ専作 | 露地 | 40 a | 【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、SS、軽トラック、果樹収穫作業台車、乗用モア、トラクター等 【技術・作付体系】 品種の組合せによる労力の分散 早期着果調節などの省力化や疎植・低樹高化による労力削減 【その他】 改植用ほ場の確保 | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 主たる従事者数 1人 | |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円/10a) | 出荷量 (kg/10a) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/10a) | 作付面積 (a) | 所得 (千円) |
|------------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|-------------|------------|
| モモ | | | | | | |
| 日川白鳳 | 1,714 | 2,000 | 857 | 321 | 2 | 166 |
| 夢みずき | 1,816 | 2,000 | 908 | 420 | 5 | 418 |
| 白鳳 | 2,071 | 2,400 | 863 | 420 | 5 | 541 |
| なつつこ | 2,068 | 2,400 | 862 | 402 | 10 | 1,077 |
| 川中島白桃 | 2,085 | 2,400 | 869 | 413 | 3 | 330 |
| 未成園 | | | | | (15) | |
| 合計：2,532千円 | | | | | | |

【留意事項】

- ・品種の組合せにより労力分散を図るとともに、早期着果調節など省力技術の導入や疎植・低樹高化により作業性と受光環境を向上する。
- ・地域の特性に応じた品種、栽培方法の組合せを検討する。

| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
|------|-------|-----|------|---|------------------------|---------------|
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 果樹 | ブドウ専作 | 露地 | 40 a | 【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、SS、軽トラック、果樹収穫作業台車、乗用モア、トラクター、ブドウ棚、簡易雨よけ等 【技術・作付体系】 発芽促進剤等の利用による労力の分散 短梢せん定技術等導入 【その他】 改植用ほ場の確保 | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 主たる従事者数 1人 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円/10a) | 出荷量 (kg/10a) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/10a) | 作付面積 (a) | 所得 (千円) |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|-------------|------------|
| ブドウ | | | | | | |
| デラウェア | 1,206 | 1,200 | 1,005 | 447 | 5 | 284 |
| 種なしピオーネ | 1,437 | 1,200 | 1,198 | 371 | 6 | 452 |
| 種なし巨峰 | 1,490 | 1,200 | 1,242 | 303 | 5 | 385 |
| シャインマスカット (短梢トンネル) | 2,155 | 1,500 | 1,796 | 310 | 8 | 1,422 |
| 未成園 | | | | | (16) | |
| 合計：2,543 千円 | | | | | | |

【留意事項】

- ・発芽促進剤や簡易雨よけを利用した生育差による労力分散、短梢せん定栽培の導入や省力化技術の導入により規模拡大を図る。
- ・適期作業に心がけ、収量を厳守して高品質の生産出荷に努める。
- ・地域の特性に応じた品種、栽培方法の組合せを検討する。

| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
|------|----------------------------------|-----|------|--|------------------------|---------------|
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 果樹 | 複合 モモ + スモモ + ブドウ | 露地 | 40 a | 【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、SS、軽トラック、果樹収穫作業台車、乗用モア、トラクター、ブドウ棚、スモモ棚、簡易雨よけ等 【技術・作付体系】 〈モモ・スモモ〉 疎植・低樹高栽培の導入 〈ブドウ〉 短梢せん定栽培の導入による労力削減 【その他】 改植用ほ場の確保 | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 主たる従事者数 1人 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円/10a) | 出荷量 (kg/10a) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/10a) | 作付面積 (a) | 所得 (千円) |
|------------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|-------------|------------|
| モモ | | | | | | |
| 夢みずき | 1,816 | 2,000 | 908 | 420 | 5 | 418 |
| 白鳳 | 2,071 | 2,400 | 863 | 420 | 5 | 541 |
| スモモ | | | | | | |
| 貴陽(棚) | 2,200 | 2,000 | 1,100 | 347 | 3 | 425 |
| 太陽 | 1,490 | 2,000 | 745 | 280 | 2 | 164 |
| ブドウ | | | | | | |
| シャインマスカット | 2,155 | 1,500 | 1,796 | 361 | 5 | 953 |
| 未成園 | | | | | (19) | |
| 合計：2,501千円 | | | | | | |

【留意事項】

- ・モモ、スモモは労力分散が可能な品種構成とするとともに、疎植、低樹高化により作業性と受光環境を向上する。
- ・ブドウは短梢せん定栽培の導入や簡易雨よけによる省力化と生産安定を図る。適期作業に心がけ、収量を厳守して高品質の生産出荷に努める。
- ・地域の特性に応じた品種、栽培方法の組合せを検討する。

| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
|------|---------------------------------|-----|------|---|------------------------|---------------|
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 果樹 | 複合 モモ + ブドウ + カキ | 露地 | 40 a | 【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、SS、軽トラック、収穫作業台、トラクター、乗用モア、ブドウ棚、簡易雨よけ等 【技術・作付体系】 〈モモ〉 疎植・低樹高栽培の導入 〈ブドウ〉 短梢せん定技術等導入による労力削減 〈カキ〉 低樹高栽培の導入による労力削減 【その他】 改植用ほ場の確保 | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 主たる従事者数 1人 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円/10a) | 出荷量 (kg/10a) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/10a) | 作付面積 (a) | 所得 (千円) |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|-------------|------------|
| モモ | | | | | | |
| 日川白鳳 | 1,714 | 2,000 | 857 | 321 | 5 | 417 |
| 白鳳 | 2,071 | 2,400 | 863 | 420 | 5 | 541 |
| ブドウ | | | | | | |
| シャインマスカット | 2,155 | 1,500 | 1,796 | 361 | 5 | 935 |
| カキ | | | | | | |
| 松本富有早生 | 1,350 | 2,000 | 675 | 274 | 7 | 618 |
| 未成園 | | | | | (18) | |
| 合計：2,511 千円 | | | | | | |

【留意事項】

- ・モモは、疎植、低樹高化により作業性と受光環境を向上させる。品種の組合せにより労力分散を図る。
- ・ブドウは、短梢せん定栽培の導入や簡易雨よけによる省力化と生産安定を図る。適期作業に心がけ、収量を厳守して高品質の生産出荷に努める。
- ・カキは、結実管理により生産安定を図る。

| 営農類型 | | | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の様態等 |
|------|--------------------------|-----|------|---|------------------------|---------------|
| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | | | |
| 野菜 | 複合 ナス ＋ スイートコーン | 露地 | 33 a | 【主な資本装備】 作業場、収納庫、ハウス、トラクター、マルチャー、動力噴霧器、軽トラック等 【技術・作付体系】 〈ナス〉 定植：6/下 収穫：8/上～11/上 〈スイートコーン〉 一重トンネル 播種：2/下～3/上 収穫：6/中～下 二重トンネル 播種：2/上～中 収穫：5/下～6/下 | 複式簿記の記帳 青色申告の実施 | 主たる従事者数 1人 |

【算出の基礎】

| 区分 | 粗収入 (千円/10a) | 出荷量 (kg/10a) | 単価 (円) | 労働時間 (時間/10a) | 作付面積 (a) | 所得 (千円) |
|------------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|-------------|------------|
| ナス (抑制) | 2,544 | 8,000 | 318 | 704 | 13 | 2,175 |
| スイートコーン | | | | | | |
| 二重トンネル | 515 | 1,600 | 345 | 209 | 10 | 178 |
| 一重トンネル | 515 | 1,600 | 319 | 156 | 10 | 181 |
| 合計：2,534千円 | | | | | | |

【留意事項】

- ・ナスとスイートコーンの複合経営とし、労働時間配分を計画化し適期作業に心がける。
- ・販路を確保すること。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品である桃・ブドウなどの農産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業塾を中心に農業経営・就農支援センター、峡東農務事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の様態等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるように必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

2 主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、峡東農務事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応など、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートについては、農業塾の総合窓口事業で専門のコーディネーターを設置するとともに、本市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して農業塾を中心に、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の整備を推進する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、農業塾のコーディネーターは必要な配慮を行う。また、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるように必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、農業塾と市担当者が主体となって、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業塾及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。更に、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関及び農業塾と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

地域計画の実現に向けて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、県、農業委員会及び農地中間管理機構と一体となって農用地の利用調整に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を営む者をはじめ、多様な担い手へ農用地の集積を進める。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は次のとおりとする。

| 地 域 | 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるべき面積の割合の目標 | 備 考 |
|------|---------------------------------------|-----|
| 本市全域 | 66% | |

(注) 1 目標年次は令和14年度とする。

2 この目標は、個別経営体、組織経営体（大規模法人、参入企業）及び地域営農集団の農用地利用（水稲においては基幹3作業の全てを、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含む）面積の割合の目標である。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

本市において販売農家は3,021戸（2020農林業センサス）であり、市内全域での担い手の農地集積率は61.1%（令和4年3月末現在）である。農地の借受者のほとんどの経営体が個人である。

市内耕作地のほとんどが中山間地域であり、特に小規模農地が点在している地域に荒廃農地が増加している。農業就業人口の高齢化及び減少が更に荒廃農地の増加に拍車を掛けている。

(2) 今後の農地利用等の見通し、将来の望ましい農地利用の在り方

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地がでてくることが予想される。そのため、担い手育成と併せ担い手への農地の利用集積を推進するための施策及び事業の実施を図っていく。具体的には、集落営農の組織化、認定新規就農者の育成、法人化の推奨を行うとともに、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、担い手、特に中心経営体への農用地の集積を推進する。

(3) 具体的取組の内容及び関係機関、団体との連携

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して、施策及び事業等の実施を推進する。具体的には、農業塾を中心に関係機関と情報を密に交換し、農業経営の発展を目指す者、新規就農者及び就農希望者に対して不足する情報や技術を提供するとともに指導・助言を行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、山梨県が策定した山梨県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性である多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農地中間管理事業
- ③ 利用権設定等促進事業（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に設けられた経過措置の期間に限る）
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、地域の特性を踏まえて実施するものとする。

平坦部で生産性の高い農地においては、高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、地域計画推進事業を通じ、地域の合意形成を図りながら、担い手への農用地の集積を推進する。ただし、地域計画の策定前で、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う農地中間管理事業への統合までの期間は、利用権設定等促進事業も併用し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化することによって、遊休農地の解消に努める。更に、本市は農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

なお、本市が取り組む事業ごとに関する方針は次のとおりである。

1 地域計画推進事業

法第18条第1項の協議の場の設置方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する地区ごとに、基幹作物である桃・ブドウの農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市ホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せがあった場合は、市農林振興課が対応する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定するものとし、様々な対策を講じてはなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、農地法及び農業振興地域整備計画と調整を図り、粗放的な利用等による農用地の保全等に努める。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うものとし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を適宜実施する。

2 農地中間管理事業

農地中間管理事業については、農地中間管理機構を農地集積・集約を進める中核的な機関として位置付け、県、農業会議、農業委員会、農業協同組合及び土地改良事業団体連合会等関係機関との連携を密にして事業推進に取り組み、「地域計画」の策定と実現に向けて、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約を促進する。

3 利用権設定等促進事業

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の施行により、農地中間管理事業への統合が進められているため、農地中間管理機構の業務の円滑な統合に向け調整を進めるとともに、経過措置の期間は本事業の適切な運用を図る。

4 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的

な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、参考様式第6-1号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ (4)の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の公報への掲載やインターネットの利用により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地

の所有者（所有者以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内に、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、峡東農務事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関、団体が一体となって総合的、重点的な支援及び協力が行われるように努める。

5 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織の育成

③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には担い手への引継ぎ
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- ⑦ 地域計画策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 市は、畑地帯総合整備事業の促進を通じて、モデル的区画整形や集団化を行い、担い手への集積や経営規模の拡大を図るとともに、圃場へ通じる狭小な農道や老朽化した用排水路も総合的に整備し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での農業生産基盤整備を図る。このことにより農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ② 市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通じて望ましい経営の育成を図るよう努める。特に八代町及び境川町地区について、農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- ③ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。
- ④ 市は、農地中間管理機構が山梨県全域を対象として担い手への農地集積及び集約化と荒廃農地の発生防止、解消を進める農地中間管理事業について、必要に応じてその業務の一部の委託を受けるとともに、農地の条件整備や基盤整備などを伴う場合や、大規模な面的集約を伴う企業参入等の案件については、地域農業再生協議会、農業委員会、農業協同組合、土地改良事業団体連合会等関係機関との連携の下、農地中間管理機構の機能を最大限に発揮できるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、峡東農務事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体等と連携して、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関、団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、県の同意を受けた日から施行する。